

# 平安京の鴻臚館に関する一考察

原 美和子

〔キーワード ① 平安京の鴻臚館、② 大嘗会の標山、③ 『貴嶺問答』、④ 法家坂上流中原氏〕

## はじめに

平安京の鴻臚館は、入京した外国使節を迎接するための施設として運営・管理されてきた<sup>①</sup>。また、遣唐使の進発の場として用いられたことも知られている<sup>②</sup>。平安京鴻臚館が外国使臣、主に渤海使と日本の官人との文化的交流の場となったことは、史料上に散見され、贈答された漢詩文の流布と共に、強く後世の記憶にも残っている<sup>③</sup>。

しかし、遣唐使の派遣は承和度を最後として見られなくなり<sup>④</sup>、唯一国使を派遣して来ていた渤海使の入京

は延喜二十年(九二〇)が最後となった。<sup>(5)</sup>その後渤海は九二六年に滅亡し、延長七年(九二九)十二月に東丹国使として渤海の遺臣裴璆等九十三人が丹後国に到着し入京しないまま帰国した後は、外国使節の来朝も中絶し、平安京の鴻臚館は館舎として本来の役割を果たす機会を失うことになる。以降、平安京の鴻臚館は衰退したと言われているが、実態は不明である。

平安京の鴻臚館の所在地並びに成立から終焉までについては、角田文衛氏が詳しく論じておられる。<sup>(7)</sup>十世紀後半以降の平安京鴻臚館についても諸史料を紹介・検討し、「第一次の鴻臚館は、前記の『意見封事参条』が執筆された頃、すなはち一〇世紀の五十年代には、衰頹したとは言へ、確実に地表で威容を保つてゐた。一方、藤原伊通や平信範(『兵範記』)によると、一一六〇年代には第二次の鴻臚館がまだ所在し、『今までも標の山は其所よりぞひき候なる』状況であった。かれこれ勘按してみると、第一次の鴻臚館が倒壊ないし解体された後、第二次の鴻臚館が建設された。それは、一〇五〇年頃から一一五〇年までの一世紀の間のことであったと憶測される」として、大嘗会の標山を格納しておくための建物Ⅱ「第二次の鴻臚館」説を提示しておられる。その裏付けは、平安京西鴻臚館跡推定地から少量ではあるが平安時代後期(十一世紀末〜十二世紀末)の小形の軒瓦等が出土しているという、近年の発掘成果<sup>(8)</sup>によつてなされている。

また、田島公氏は、平安京の鴻臚館と大宰府の鴻臚館に関する綿密な考証をされ、従来大宰府鴻臚館の最後の記事とされてきた寛治五年(一一〇九)の史料が、実は平安京の鴻臚館を意味しているのではないかという興味深い指摘をされた。<sup>(9)</sup>そして、平安京西鴻臚館跡推定地から平安時代後期の軒瓦等が発見されたという考古学的裏付けに加え、大嘗会の標山を格納しておく建物があったという角田氏の「第二次の鴻臚館」説

に導かれて、「以上のように文献史料のみならず考古資料からも、院政期には平安京鴻臚館が確実に存在したといえる」と述べられている。氏の寛治五年の「鴻臚館」に関する指摘は、大宰府鴻臚館の存続、ひいては大宰府における貿易の実態及び平安時代の対外政策の解明にも関わってくるもので、重要である。しかし、両氏が依拠している平安京の鴻臚館に関する史料の解釈には、一部疑問点が見られ、再検討を要すると思われる。

そこで本稿では、渤海・東丹使途絶後の平安京「鴻臚館」に関する史料をもう一度見直し、館舎としての存続に注目しつつ、その敷地の変遷についても言及したいと思う。

### 一 平安京の鴻臚館に関する史料―十世紀後半―十二世紀後半―

平安京では、七条大路の北に朱雀大路を挟んだ東西に鴻臚館が営まれた。その所在地は、東鴻臚館は左京七条一坊三・四町、西鴻臚館は右京七条一坊三・四町であった。<sup>(12)</sup>しかし、承和六年(八三九)八月に東鴻臚館の敷地二町は、典葉寮管轄下に置かれて葉園とされた。<sup>(13)</sup>従って、それ以後の史料に見られる「鴻臚館」は、基本的には西鴻臚館のことと考えて良いと思われる。

外国使節の入京が見られなくなると、平安京鴻臚館について記す史料も限られてくる。まず、順を追って確認されている史料<sup>(14)</sup>を示し、館舎としての鴻臚館の存続に留意しながら個別に検討を加えていきたい。

(傍線は筆者による。)

〈史料①〉菅原文時が天曆十一年(九五七)(十月に改元して天徳元年となる)十二月二十七日付で村上天皇に奏上した『封事三箇条』の三箇条目、「請下不<sub>レ</sub>廢<sub>二</sub>失鴻臚館<sub>一</sub>懷<sub>二</sub>遠人<sub>一</sub>勵<sub>中</sub>文士上事」。

右鴻臚館者、為<sub>二</sub>外賓<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>置也。星律多積、雲構頻頽。頃年以來、堂宇欲<sub>レ</sub>尽、所司不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>修造<sub>一</sub>、公家空以廢忘(中略)伏望、深<sub>レ</sub>圖遠慮、勿<sub>レ</sub>廢<sub>二</sub>失此賓館<sub>一</sub>。然則返方不<sub>レ</sub>離<sub>二</sub>心<sub>一</sub>、文士無<sub>レ</sub>倦<sub>二</sub>業<sub>一</sub>。是則示<sub>二</sub>海外<sub>一</sub>以<sub>二</sub>仁沢之広<sub>一</sub>、耀<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>以<sub>二</sub>威風之高<sub>一</sub>也。

〈史料②〉『小右記』治安元年(一〇二二)二月二十九日条。

無量寿院講堂礎上達部可<sub>レ</sub>曳。上臚三臬、<sub>下</sub>臚二臬者。以<sub>二</sub>二百余人<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>曳<sub>二</sub>一臬<sub>一</sub>、二个日可<sub>二</sub>引着<sub>一</sub>云々者。是鴻臚石云々。

〈史料③〉久原文庫旧蔵『熾盛光仏頂大威徳銷災大吉祥陀羅尼』一帖の扉書<sub>(15)</sub>。

寛治五年八月、於<sub>二</sub>鴻臚館<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>大宋商客季居簡摸本<sub>一</sub>、或比<sub>二</sub>三校<sub>一</sub>之。即右墨字、是居簡本也。

〈史料④〉応保二年(一一六二)頃に藤原伊通が著した『大槐秘抄』。

七条朱雀、東西に鴻臚館と申所候、異国の人参れる時ある所にてなむ候ける。物がたりにしつたへて候、こまうどなど申人も此やにて候ける。くに<sub>レ</sub>にしたがひてべち<sub>レ</sub>のやに候。村上の御日記に、蜜瓜のたねを鴻臚館のあづかりに給ひて、鴻臚にうへさせられたりとこそ候めれ。おほやけは、よきうりうへさせてきこしめしけるにこそ候めれ。今は人の領となりて候めり。いつよりまかり成たるにや候らん。いままでもへうの山は其所よりぞひき候なる。

〈史料⑤〉『兵範記』仁安三年(一一六八)十二月二十二日条(引用文は、陽明叢書『人車記』に依拠)。

未明出立参<sub>二</sub>齋場所<sub>一</sub>（中略）次引<sub>二</sub>出標山<sub>一</sub>。先拔<sub>二</sub>棄東鳥居<sub>一</sub>、又破<sub>二</sub>却南門西掖木柴垣兩三丈<sub>一</sub>。裝束人夫（用<sub>二</sub>黃袍<sub>一</sub>、書<sub>二</sub>虎形<sub>一</sub>）百人、雜夫百人付<sub>レ</sub>綱（経路中略<sub>二</sub>後述<sub>一</sub>）至<sub>二</sub>朱雀大路<sub>一</sub>留<sub>二</sub>立東辺<sub>一</sub>（中略）於<sub>二</sub>七条朱雀<sub>一</sub>重整<sub>二</sub>行列<sub>一</sub>、仰<sub>二</sub>含行事官等<sub>一</sub>之後、奉<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>院御幸<sub>一</sub>之処未<sub>レ</sub>成云々。頃之使者走来、已御幸、被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>朱雀門前東辺<sub>一</sub>由云々。次牒<sub>二</sub>主基方<sub>一</sub>。同様相並令<sub>二</sub>行列<sub>一</sub>、次引<sub>レ</sub>標、次行事官行列（中略）悠紀標引<sub>二</sub>入朱雀門<sub>一</sub>応<sub>二</sub>天門等東戸<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>会昌門外<sub>一</sub>（中略）於<sub>二</sub>七条鴻臚館<sub>一</sub>著<sub>レ</sub>幄行事可<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>盃饌<sub>一</sub>之由、右少弁同心雖<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>議定<sub>一</sub>、院御車已立<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>時刻<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>恐不着不行。

〈史料⑥〉中山忠親（一一三一—一九五）、あるいはその周辺で文治年間（一一八五—一九〇）頃編纂されたと考えられている『貴嶺問答』第二十三条「鴻臚館事」。

久不<sub>二</sub>申承<sub>一</sub>、不審尤多。昨日参<sub>二</sub>博陸亭<sub>一</sub>。人々云、鴻臚館造営功成。件所、誰人可<sub>二</sub>監当<sub>一</sub>哉者。詳無<sub>二</sub>答对之人<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>者、可<sub>二</sub>注給<sub>一</sub>者也。謹言。

件館事、職員令曰、監<sub>二</sub>当館舍事<sub>一</sub>。注曰、謂鴻臚館也。者、玄蕃寮可<sub>二</sub>監当<sub>一</sub>歟。仍言上如<sub>レ</sub>件。

まず史料①によれば、天曆十一年（九五七）頃には、修造がなされない状態で鴻臚館の建物が荒廃し始めていたことが知られる。「堂宇」「修造」「賓館」の語から、ここでは館舎としての鴻臚館が問題とされていることが知られる。荒廃はしている、十世紀半ばには鴻臚館の館舎は存続していたことが確認できる。

史料②では、「鴻臚」の石が、藤原道長の命によって無量寿院講堂の礎石に転用するために運び出されている。礎石が持ち去られたことから、治安元年（一一〇二）当時には、既に鴻臚館の主要な館舎はなかったと考えられるのではないだろうか。

史料①と②の間を埋める史料は確認できないが、菅原文時が示したような復興を望む意見があつたにもかかわらず、外国使節の迎接という目的が失われた状況下にあつては、修造されなのまま鴻臚館の館舎は消滅し、六十年程の間には礎石のみが残る状態になつていたと考えるのが自然であろう。そして、治安元年(一〇二一)にはその礎石すらも持ち去られたことが知られるのである。<sup>(17)</sup>

## 二 大嘗会の標山と「鴻臚館」

史料③については後述することとして、先に史料④・⑤について検討したい。

史料④の記述から、応保二年(一一六二)頃のこととして確認できることは、鴻臚館の地は「人の領」となつていたこと、そしてその地は「へうの山」つまり大嘗会の初日卯の日に悠紀・主基両国の神供送納の行列中に曳かれる標山<sup>(18)</sup>を曳き出す場となつていた、ということである。角田氏は、史料④の(ロ)部を「この『標の山』が鴻臚館に安置・格納されてゐたと言ふ意外な事実を伝へてゐるのである」と解釈され、さらに史料⑤からも「『標の山』が鴻臚館に格納されてゐたことを示してゐる」という解釈を導き出しているのである。つまり、鴻臚館に大嘗会の標山を格納する建物が、史料④・⑤の時期に存在していたと考えておられるのである。この史料解釈と、西鴻臚館跡推定地からの平安時代後期の軒瓦の出土という発掘成果に基づいて、史料①に見える「第一次の鴻臚館」が倒壊または解体された後、一〇五〇年頃から一一五〇年までの間に「第二次の鴻臚館」が建設されたのだと結論づけている。<sup>(19)</sup>

しかし、実際はどのようなのであろうか。まず、大嘗会における標山の造営と、標山を曳く経路について「儀式」<sup>(20)</sup>に依って見ていくこととする。大嘗会に先立ち、大内裏の北方にあたる北野に齋場が卜定される。齋場には、大嘗会の準備に必要とされる「所小屋」が建てられるが、その中に「造標屋一宇へ広方四丈、高三丈八尺、四面有庇」が見える。つまり、標山は大嘗会の度に齋場の造標屋において新造されるのである。そして、大嘗会の卯の日にあたり、神供物や祭器具等を携えた悠紀・主基両国は行列を整えて齋場を出発し、朝堂院に設けられた大嘗宮に向かう。その行列のほぼ先頭部分に悠紀・主基二基の標山が曳かれていく。その経路は、悠紀方は東大宮大路を、主基方は西大宮大路をそれぞれ南下し、七条大路に至って悠紀方は西行、主基方は東行して朱雀大路で会するのである。その合流地点が七条朱雀、まさに「鴻臚館」の眼前の地にあたる。この地を出発点として、悠紀・主基両国合わせて五千人に及ぶ行列が相並んで朱雀大路を大嘗宮に向かって北行する様子を、上皇始め多くの人々が見物したのである。その行列見物の目玉が標山であった。<sup>(22)</sup>「儀式」の通り、史料④の時期にも標山が齋場所において新造され、行列を仕立てて送納されていたことは、史料⑤や、嘉禎元年〔一二三五〕十一月二十日の四条天皇の大嘗会に先立って行われた九条道家の齋場所歴覧にあたり、「標山未三作出、毎事懈怠云々」と記されている事例等から推測できる。<sup>(23)</sup>

以上から、史料④の(口)部を解釈すると、鴻臚館前の地点つまり七条朱雀が、大嘗会卯の日の標山を曳く行列の出発点にあつたことを述べているのである。鴻臚館に標山を格納しておく建物があつて、大嘗会に際してそこから標山が引き出されるという解釈は疑問と言わざるを得ない。「其所より」は文字どおり「所々場所」からなのであつて、「所々建物(格納庫)」からと解釈する必要はないのである。

さて、史料⑤は、高倉天皇の大嘗会の卯の日の記事である。「兵範記」の記主平信範は、時に藏人頭権右中弁で、大嘗会の悠紀方行事弁であったため、この日の出来事を詳細に記している。<sup>(24)</sup> その経緯をたどると、まず当日の朝、斎場所から標山<sup>(25)</sup>を曳き出し、信範が奉行する悠紀方の行列は「鬺出立達智門前」し、「自二一条一東行、自二宮城東大路一南行、自二七条一西行」し、朱雀大路に至って一時留まった。ここで主基方の行列と出合い、両方の行列を改めて整えた上で、相並んで朱雀大路を北上し、朱雀門・応天門を経て会昌門の外に標山を立てた。互いの到着を待ったり整列するために、両国の一行は暫く七条朱雀の地に留まったが、この時、信範は使者を遣わして後白河院の行列見物御幸の様子を見に行かせたところ、院が既に朱雀門前に車を立てているとの報告を得たため、急遽行列を整えて出発させている。B「右少弁」は、主基方行事の藤原重方<sup>(26)</sup>であることから、(ハ)部は、合流・整列のため七条朱雀に一時行列を留める間、A「七条鴻臚館」の敷地内に幄を張り、悠紀方・主基方両行事が会して盃饌を囲む計画があったが、院が既に車を立てて行列を待っているとの報告があったため、その計画は中止して行列を出発させた事情を述べているのである。従って、史料④と同様に史料⑤からも、鴻臚館に標山を格納しておく建物があったという解釈を導き出すことはできないのである。

ところで、田島公氏は、従来大宰府の鴻臚館の最後の記事とされてきた、久原文庫旧蔵『熾盛光仏頂大威徳銷災大吉祥陀羅尼』一帖の扉書の記事である史料③を、識語全体の中で詳細に検討し、さらに大宰府の鴻臚館と、対外交易システムに関しても検討を加えた上で、この記事に見える「鴻臚館」は、従来言われてきた大宰府のものではなく、平安京のものであらうと結論づけられた。<sup>(27)</sup> 氏の考証自体は綿密で説得力に富むも



のであり、この記事が平安京の「鴻臚館」を意味するという論証に異を唱えるものではないが、「院政期には平安京鴻臚館が確実に存在したといえる」<sup>(27)</sup>との結論を、考古学的成果以外に、角田氏の史料解釈に導かれて、史料⑤で補強されている点には賛同しかねる。史料②に見える通り、治安元年(一〇二二)には鴻臚館の館舎は廃れて礎石も持ち去られたが、田島氏の論証と、角田氏・田島氏が依拠する近年の発掘成果<sup>(28)</sup>から、寛治五年(一一〇九)に「鴻臚館」の敷地内に経巻の比較を行えるような何らかの建物が存在していた可能性は十分に考えられる。ただし、それが大嘗会の標山を格納しておくためのものではないことは、前述した通りであり、それを「第二次の鴻臚館」と呼ぶことにも慎重でありたい。<sup>(29)</sup>

一・二章において、史料①④⑤を検討して得た結論をまとめると以下ようになる。平安京の鴻臚館の館舎は、天曆十一年(九五七)頃には荒廃し始めており、その後消滅したと考えられる。十一世紀初頭には礎石が残っていたが、治安元年(一一〇二)にはそれも持ち去られた。その後、敷地内に何らかの建物の存在は窺えるが、仁安三年(一一六八)まで館舎としての鴻臚館が再建された様子は見られない。

### 三 『貴嶺問答』に見える「鴻臚館」の造営

さて、次に問題となるのが、史料⑥である。文例中に、「鴻臚館造営」「件館」「館舎」とあることから、ここで扱っているのが館舎としての鴻臚館であり、返状においてその管掌を玄蕃寮に求めていることから、外国使節の迎接のために置かれる都の鴻臚館を意味していることは間違いない。それが新造されたというの

である。これが事実を伝えたものであるとすれば、これこそが、「第二次の鴻臚館」なのではないだろうか。しかし、『貴嶺問答』(以降、『問答』と略称)のこの文例が真実を伝えているのかあるいは創作なのか、慎重に検討する必要がある。本来であれば、『問答』の成立の事情・編纂理念を含めて全条文の内容を分析し、一々真偽を検討した上で本条を評価するべきであろうが、本稿では、先学の研究<sup>(30)</sup>に依拠しながら、本条が真実を伝えている可能性について若干の考察を加えてみたいと思う。

まず、この文例が真実を伝えていると仮定して考えてみよう。既に指摘されているように、十二世紀末のこの時期に平安京に鴻臚館が新造される契機としては、平清盛の政策が考えられる。一つには、平安京内に鴻臚館を造り、外国使節等を迎え入れる計画が仮定できる。清盛がその計画を遂行できる立場になるのは、早くても内大臣から太政大臣に補せられた仁安二年(一一六七)<sup>(32)</sup>以後のことであろう。治承三年(一一一七九)十一月の政変、翌年の安德の即位以後は、より強力な実権を手に入れた<sup>(33)</sup>。この間、太政大臣を辞した清盛は、出家して福原に移り、大輪田泊の整備を進めつつ、福原まで宋商や宋船を引き入れることを実現している<sup>(35)</sup>。さらに、承安二年(一一七二)九月に明州沿海制置使が遣わした使者が、その翌年福原に来ていることを確認できる<sup>(36)</sup>。しかし、その使者の入京を確認することはできない。また、この時期に平安京鴻臚館が造営されたことを裏付ける史料も見いだすことはできない<sup>(37)</sup>。

次に、福原に鴻臚館が造営された可能性はあるだろうか。史料⑥で、鴻臚館を監当するのが玄蕃寮であるとしていることから、福原荘における清盛の私的な外国人迎接施設ではなく、新都の鴻臚館を考えてみたい。いわゆる治承・寿永の内乱勃発期にあたり、福原への行幸が治承四年(一一八〇)五月末に慌ただしく

決定され<sup>(38)</sup>、六月二日には安徳天皇の行幸、後白河法皇・高倉上皇の御幸が決行された<sup>(39)</sup>。その直後から新都造営計画が議論されはじめた<sup>(40)</sup>が、新都の地は定まらず、暫く福原に皇居を置くこととし、七、八月以降は福原において、しかるべき卿相・侍臣等に宅地が割り当てられ、大路・小路が開通された<sup>(41)</sup>。従つて、ここで検討すべき期間は、治承四年六月から、還都の行われた十一月末までの六ヶ月間であろう。しかし、その間に福原において鴻臚館の造営が遂げられたことを裏付ける史料を見いだすことはできない<sup>(42)</sup>。また、それ以前の時期から福原荘に外国人迎接施設が存在していたか否か確認できる史料も見いだせない<sup>(43)</sup>。

ところで、『問答』が歴史的事実を文例中に盛り込んでいることはよく知られており、そのうちのいくつかが『問答』の成立時期を確定する傍証となつている<sup>(44)</sup>。また、実在した明法家の名が文例中に散見しており、『問答』の成立に関与した人々を考える上でも注目されている<sup>(45)</sup>。しかし、事実や実在の人物を登場させているからといって、その条文全体が真実を伝えていると言うことはできない。

例えば、第六十三条の文例<sup>(46)</sup>を見てみると、冒頭部の「東大寺大仏、其功已成、鑄師唐人」云々から読み取れる、陳和卿が東大寺大仏鑄造に関わつたということは事実としても、それ以降の部分は、陳和卿の帰国の計画「今朝可<sup>レ</sup>帰<sup>二</sup>本国<sup>一</sup>云々」という部分も含めて、天皇が召覧を望んだということ等、事実として確認することはできない<sup>(47)</sup>。むしろ返状において公式令の「遠方殊俗条」を引用するために、天皇が召覧を望んだという設定が必要だったと考えた方が良いのではないだろうか。

寿永三年（一一八四）五月頃におきた内印盗難事件<sup>(48)</sup>を盛り込んでいると考えられている<sup>(49)</sup>、『問答』第三十条・六十条<sup>(50)</sup>について、三保サト子氏は、「右には、「未曾有ノ事カ」と驚きながら、記者の関心は事件そのもの

の向わず、内印の寸法、使用法、更には内印以外の外印、諸司諸国印の寸法を尋ねて終っている。印についての解説のための問いといった不自然さを感じられる。こうした傾向は、本書の全体を通して認められるところであり、編述に関わる問題点として注目される<sup>(49)</sup>と述べておられる。つまり、ここでも質問状は、返状で公式令の「天子神璽条」の条文を引用するために方向づけられている傾向が見られるのであって、内印盗難事件は、事実に基づいてはいるが、話題を公式令の条文に向けるきつかけとして用いられているようである。事実を盛り込んでいると考えられている文例でさえ、以上の傾向に有るのである。とすれば、内容の真偽が具体的に確認できない文例については、なおさら創作された可能性が強まるのではないだろうか。三保氏はさらに「問答」全体の特色をあげて、「往状の質問は、具体的、現実的であるにもかかわらず、常に教養主義的な解答を導き出す。往状はそのための手段であるかのようにさえ見える(中略)所収書状に加えられる編述者の虚構の問題とも関わってくる<sup>(51)</sup>」と述べておられる。

以上の点からは、「现实生活における『令』の解釈、適用の実例集(判例)を提示することが主要な目的であった<sup>(52)</sup>」と推察されている編纂目的の達成、つまり、返状において令の条文を引用するという目的に合わせるため、「問答」各文例の往状には創作された部分があると考える方が自然なのではないだろうか<sup>(53)</sup>。

ただし、一部改変されながらも事実に基づいている往状がある点は、やはり看過すべきではないであろう。従って、平安京及び福原における鴻臚館の新造を伝える傍証史料は見いだせないが、史料⑥の鴻臚館新造の話も、何らかの事実を下敷きにしている可能性を否定することはできない。この点を考える上で、「問答」がなぜ鴻臚館新造の話題を取り上げたのか、また返状で『令義解』の職員令「玄蕃寮条」を取り上げた目的

は何なのかという点が問題となろうが、今後の課題としたい。<sup>(54)</sup> また、「問答」全体の文例の真偽の分析及び編纂の目的について十分に考察した上でこの文例についても考える必要があることは、前述した通りである。多くの点に課題を残し、かつ考証も十分とは言えないが、本章の考察を通して、史料⑥の記述が正しいのままの事実を伝えていると考えることには、慎重にならざるを得ない。

#### 四 地名としての「鴻臚館」

概ね、平安京の右京は左京に比して宅地としては早くから衰退し、空閑地・田地化していたと言われており、<sup>(55)</sup> 長らく農地だったことが、下京区内の当該地の現在の町・街路境界線パターンにも影響しているという。<sup>(56)</sup> しかし史料⑤・⑥から、以下に示す史料⑦の時期に至るまでの間、鴻臚館の跡地がどのような状態になっていたのか、確認できる史料は、暦応四年(一一三四)頃に改編されたと考えられている<sup>(57)</sup> 『拾芥抄』所収の西京図の他には殆ど見いだせない。<sup>(58)</sup> 『拾芥抄』西京図によると、西鴻臚館の跡地のうち、南半分の右京七条一坊四町は「号和徳門院」となっており、三町の方にのみ「西鴻臚館」と記されている。この記事から、西鴻臚館の跡地の南半分は、一時期和徳門院(仲恭天皇皇女義子内親王。院号宣下は弘長元年(一一二六一)三月。正応二年(一二八九)に死没。)の領となったことが窺える。

さて、前述したように、仁安三年(一一六八)の史料⑤からは、鴻臚館の館舎の存在を読み取ることはできない。だとすると、史料⑤のA「七条鴻臚館」という表現は、以前鴻臚館という館舎があった地の呼称、

つまり地名として転用されていた可能性が考えられないだろうか。<sup>(59)</sup> 降って十四世紀半ば以降には、「鴻臚館」が地名として使用されていたことを確認することができる。以下に関連史料を示す。（傍線は筆者による。）

〈史料⑦〉『園太曆』観応二年（一二三二）十一月八日条。

大判事明成来、召三簾前<sub>一</sub>謁<sub>レ</sub>之。南山武家合体治定、隆資卿・実世卿出京、可<sub>レ</sub>沙<sub>二</sub>汰京都事<sub>一</sub>云々者。

又云明清振<sub>二</sub>彼方威<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>奪<sub>二</sub>明成管領鴻臚館<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然<sub>二</sub>之趣也。両方所存如<sub>二</sub>小兒戯<sub>一</sub>歌。

〈史料⑧〉『師守記』貞治六年（一二三六）四月〜九月条。（『大日本史料六』二八）貞治六年九月四日条に  
 関連史料がまとめて引用されているので、参照されたい。以下には、「鴻臚館」の表記を知る上で必要な史料のみを提示する。引用文は、史料纂集本に依拠した。）

a 四月二十六日条。

今日法皇寺空照御房来入、家君対面給。右京職内鴻臚館下司職事、目安被<sub>二</sub>申談<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>之、清書可<sub>レ</sub>

給明日「<sub>一</sub>」取<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>。

b 五月七日条。

今朝法皇寺長老空照上人来入。右京職内鴻臚館名田事、以<sub>二</sub>先日目安<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>海老名後家<sub>一</sub>之处、無<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>之間、悦喜之由、被<sub>レ</sub>語<sub>レ</sub>之。

c 七月二十五日条。

今日法皇寺長老来臨、予依<sub>二</sub>故障<sub>一</sub>不<sub>二</sub>対面<sub>一</sub>。鴻臚館事、大判事管領無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>、名田事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、職事猶有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>。一行可<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>之旨<sub>一</sub>、所望之間、被<sub>二</sub>書進<sub>一</sub>了。

d 七月二十六日条。

今日法皇寺長老来臨(中略)鴻(細)田并所職、昨夕以二家君状一今朝持二向之一、対面、委細申承。大略不レ可有二子(細)「(細)」被二悦申一。

e 八月十六日条。

今日法皇寺長老来臨。鴻臚館名田下司職事、大判事明宗今朝返答之趣、被レ語レ之。明日以二善覚一可レ被二口入一之由、被レ申レ之。

f 八月十七日条。

今日法皇寺長老来臨。鴻臚館下司職并名主職等事、今朝善覚為二家君使節一、向二大判事明宗宿所一。彼返事善覚語レ之。重為二使節一、向二大判事許一。所詮為二理訴一歟之間、依二相親一口入申。同者任二文書道理一、可レ有二成敗一之趣也。返事云、於二下司職一者、以二方縁書一令レ申之仁有レ之。又御口入異レ他之間、周障無レ極。然而此間、下司暫不レ可二改易一之子細有レ之。今年所務之後、可二相計一之由存云々。名主職者、相二尋地下之子細一候。急速可レ申二左右一之由、申二返事一了。仍長老被レ帰了。

〈史料⑨〉

a 『政所賦銘引付』(『親元日記』) 文明十二年(二四八〇)十月十七日。

〈飯加〉一、天源院寿巖首座(一十七)

西七条朱雀鴻臚館田内四段小(田坪号三小室東)事、姉小路大夫判官明基為二当知行一沽却之間、去三月十八日永代令レ買二得之一。可レ被レ成二下御下知一云々。

b 『政所賦銘引付』（親元日記）文明十二年（一一四〇）十二月十八日。

〈飯加〉一、持田兵部法橋賢秀〈同日〉

七条朱雀四町之内畠七段事、姉小路大判事明世方ヨリ安房日大買得相伝候処、彼子明基掠給違乱云々。

史料⑦の坂上明成管領の「鴻臚館」が、史料⑧の明成の子明宗管領の「右京職内鴻臚館」を指していることは、その相伝状況から見て間違いなく、史料⑧で、ある時には単に「鴻臚館事」と表現されている問題が、「鴻臚館」の「名田下司職」「名主職」等をめぐる問題であることから、「鴻臚館」が地名であることは確定である。史料⑨aの「西七条朱雀鴻臚館」が史料⑨bの「七条朱雀四町」と同地であることは、両方共に、姉小路判官家坂上明世・明基父子が相伝した土地であることから知られ、その田畠の売買が問題とされていることから、「鴻臚館」が地名として使用されていたことは明らかであろう。

今一度、史料⑦・⑧を見ると、右京の「鴻臚館」の敷地は、観応二年（一一三一）より以前に、姉小路判官家の嫡流、明法博士大判事坂上明成の管領となっていたようである。いつどのようにして「鴻臚館」の土地が法家坂上氏（中原氏）の手に渡ったのかは不明であるが、明成から息男明宗へと相伝され、一時武家の手に渡り、法皇寺が名田に權益を有するようになっていたようである。貞治六年（一一三六）には再び明宗が管領を回復し、法皇寺に名主職を任料五百疋で安堵し、明年の下司職安堵も約している。その後もこの地は姉小路判官家に相伝されたようで、史料⑨によれば、十五世紀には明世、その子明基の知行が確認でき。しかし、順次土地の一部を他人に売却している様子が窺われる。

史料⑧・⑨から、西鴻臚館の跡地が十四〜十五世紀には田畠地となっていたことが知られるが、恐らく史



料⑦の時期あるいはそれ以前から、そのような状態であったのではないだろうか。<sup>(7)</sup>

十四～十五世紀に至る時期まで、西鴻臚館の跡地が「鴻臚館」という地名で呼ばれていたという、以上の事例から、館舎としての鴻臚館が消滅した直後（前述した通り、本稿では天曆十一年（九五七）から治安元年（一一〇二二）の間と考える）から、その跡地は「鴻臚館」と呼ばれていたのではないかと推測するのである。従って、史料上に「鴻臚館」と出てきた場合は、鴻臚館の館舎だけではなく、地名に転用されている場合を考える必要がある。角田氏の史料解釈に導かれて、従来、史料⑤のA「七条鴻臚館」は、館舎鴻臚館の存在を示す最後の記事だと考えられていたが、むしろ地名として「鴻臚館」が使用されている早い事例と考えることができるのではないだろうか。また、鴻臚館の跡地に建てられた建築物の存在を示唆する史料③の（イ）部も、「鴻臚館」跡地（の建物）において」と解釈すれば、この「鴻臚館」も地名としてとらえることができるかもしれない。

### おわりに

外国使節の迎接という本来の目的を失った後は、平安京鴻臚館を史料上に確認することは困難になる。限られた史料からその実態について考察を試みた。その結果、館舎としての鴻臚館は、天曆十一年（九五七）以降、治安元年（一一〇二二）までの間にはほぼ消滅し、館舎の名残であった礎石も治安元年には持ち去られてしまい、十二世紀末の『貴嶺問答』の文例の存在に検討課題を残すが、現段階では、その後に館舎としての鴻

臚館が再建されたとは考え難いという結論を得た。しかし、寛治五年(一一〇九)の「鴻臚館」についての田島氏の見解並びに西鴻臚館跡推定地の発掘成果に従って、跡地に館舎ではないが、何らかの建物が建てられたことを否定するものではない。ただし、角田氏の想定した、大嘗会の標山を格納しておくための建物の存在は否定すると同時に、それを「第二次の鴻臚館」と呼ぶことにも疑問を呈したい。そして、十四、十五世紀の事例から、西鴻臚館の館舎が消滅した直後から、その跡地が「鴻臚館」と呼ばれたことを推論した。平安京の鴻臚館の存続の問題が、大宰府鴻臚館の存続並びに大宰府における対外交の実態や対外政策とも深く連動した問題であることは、田島氏の論考で証明されている。本稿は、検討不十分な点を多く残し、今後の課題とした部分も多いが、それ等については、大宰府及び平氏の行った対外交の実態の解明と共に、今後考えていきたい。

(1) 角田文衛「平安京の鴻臚館」〔古代文化〕四二一八 一九九〇年、川勝政太郎「平安京の鴻臚館について」〔古代学〕一〇—二・三・四合併号 一九六二年 等参照。

(2) 『続日本後紀』承和四年三月壬午条・同丁亥条。

(3) 詩文を収録するのは『文華秀麗集』・『本朝文粹』・『和漢朗詠集』・『菅家文章』・『田氏家集』・『扶桑集』・『経国集』等。『本朝文粹』・『和漢朗詠集』所収の大江朝綱の「前途程遠、馳思於雁山之暮雲。後会期遙、響桜於鴻臚之曉涙」の一句は特によく知られ、『古今著聞集』巻第四・『撰集抄』八・『江談抄』第六・『源平盛衰記』巻第三二等に取り上げられている。また、都良香の詠んだとされる「自有都良香不<sub>レ</sub>尽。後來賈館又相尋」も『江談抄』第四・『本朝神仙伝』等に引用されている。さらに降って『蕪村句集』には「白梅や墨芳しき鴻臚館」との一句がある。以上の史料検索に際して、佐伯真一氏のご教示を得た。

- (4) 實際に派遣された最後の遣唐使は、承和元年(八三四)に任じられ、同五年に渡海したもの。石井正敏「いわゆる遣唐使の停止について」『日本紀略』停止記事の検討一(『中央大学文学部紀要(史学科)』三五 一九九〇年)において、寛平六年(八九四)八月に任じられた遣唐使が、「九月三十日」に停止されたという通説は、日付の理解に疑問があること、さらに停止決定の事実はなく、次第に沙汰やみになったのではないか、との見解が示されている。
- (5) 『日本紀略』・『扶桑略記』・『貞信公記抄』延喜二十年五月八日条、『本朝文粹』巻第九・序乙・詩序二・祖錢付 蕃客餞別。
- (6) 『日本紀略』延長七年十二月二十四日条・延長八年三月二日条、『扶桑略記』延長八年正月二十日条・四月一日条、『本朝文粹』巻第二一・怠状、『扶桑集』巻七・贈答部・蕃客贈答。
- (7) 角田氏前掲注(1)論文。引用部分は、三五頁。
- (8) 鈴木久男「平安京右京七条一坊の軒瓦について」(『向日市埋蔵文化財調査報告書』二〇(向日市教育委員会 一九八七年))、『昭和五七年度京都市埋蔵文化財調査概要』(京都市埋蔵文化財研究所 一九八四年)四一〜四三頁、一九八七年)、『昭和五七年度京都市埋蔵文化財調査概要』(京都市埋蔵文化財研究所 一九八七年)三一〜三三頁、一九八七年)、『昭和五七年度京都市埋蔵文化財調査概要』(京都市埋蔵文化財研究所 一九八七年)三一〜三三頁、一九八七年)、『日本史研究』三八九 一九九五年)三〜九頁。なお、同氏「日本、中国・朝鮮対外交流史年表―大宝元年〜文治元年―」(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編『貿易陶磁―奈良・平安の中国陶磁―』(臨川書店 一九九三年))も参照。
- (10) 田島氏前掲注(9)論文六頁。
- (11) 田島氏前掲注(9)論文の他、同氏「海外との交渉」(橋本義彦編『古文書の語る日本史2』(筑摩書房 一九九一年))・「平安中・後期の対外交流」(『福井県史通史編1』(福井県 一九九三年))、森克己『新訂日宋貿易の研究』(国書刊行会 一九七五年)第一編・第二編、亀井明德『日本貿易陶磁史の研究』(同朋舎出版 一九八六年)第一部・第二部、林呈蓉「大宰府貿易の再検討」(『海史史研究』四七 一九九〇年)、稲川やよい「渡海制」と「唐物使」の検討」(『史論』四四 一九九一年)、榎本淳一「小右記」に見える「渡海制」について―律令国家の対外方針とその変質―(山中裕編『撰関時代と古記録』(吉川弘文館 一九九一年))、石井正敏「一〇世紀の国際

- 変動と日宋貿易」(田村晃一・鈴木靖民編『新版古代の日本2』(角川書店 一九九二年)、山内晋次「古代における渡海禁制の再検討」(『待兼山論叢』二二史学篇 一九八八年)・「日宋の荘園内密貿易説に関する疑問——一世紀を中心として——」(『歴史科学』一一七 一九八九年)・「〇〇——一世紀の対外関係と国家——中国商人の来航をめぐる——」(『ヒストリア』一四二 一九九三年)・「文献史料より見た一〇〇——一世紀の貿易状況」(『貿易陶磁研究』一四 一九九四年)・「東アジア海域における海商と国家——一〇〇——一三世紀を中心とする覚書」(『歴史学研究』六一 一九九六年)等参照。
- (12) 角田氏前掲注(1)論文二二〇—二三頁。
- (13) 『続日本後紀』承和六年八月辛酉条。
- (14) 史料①⑥まで、すべて角田氏前掲注(1)論文、田島氏前掲注(9)論文に取り上げられているもので、本稿で新たに採録したものはない。
- (15) 吉沢義則編『點本書目』(岩波書店 一九三二年)、竹内理三編『平安遺文』題跋編一四七九(東京堂出版 一九六八年)。引用文は、『平安遺文』に依拠し、史料の解釈については、田島氏前掲注(9)論文の見解に従った。
- (16) 三保サト子『貴嶺問答』の構成と編述意図について(二)「(『島根女子短期大学紀要』二九 一九九一年)Ⅱ A・『貴嶺問答』の構成と編述意図について(二)」「(『島根女子短期大学紀要』三〇 一九九二年)Ⅱ B・『貴嶺問答』の成立年代について」「(『島根女子短期大学紀要』三一 一九九三年)Ⅱ C、和田英松『本朝書籍目録考証』(明治書院 一九三六年)四四二—四四三頁、石川謙『日本教科書大系往来編1古往来(二)』(講談社 一九六八年)解題、橘豊『書簡作法の研究』(風間書房 一九七七年)第七章等参照。
- (17) 以上までの史料の解釈は、角田氏前掲注(1)論文、田島氏前掲注(9)論文と同意見。
- (18) 出雲路通次郎『大嘗祭の史的的研究』(『大札と朝儀』(校橘書院 一九四二年)、川出清彦『大嘗祭の祭儀』(皇学館大学神道研究所編『大嘗祭の研究』(皇学館大学出版部 一九七八年)、倉林正次「祭りの本質と形態」(『日本祭祀研究集成1祭りの起源と展開』(名著出版 一九七八年)、平野孝国「標山の民俗と斎国の民族信仰」(『大嘗祭の構造』(ぺりかん社 一九八六年)、作美陽一「日本曳山の歴史」(『大江戸の天下祭り』(河出書房新社 一九九六年)、吉田早苗「平安前期の相模節」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七四 一九九七年)等参照。

- (19) 角田氏前掲注(1) 論文三四〇三五頁。なお、『日本歴史地名大系27京都市の地名』(平凡社 一九七九年) 九八七頁や、『角川日本地名大辞典26京都府下』(角川書店 一九八二年)(以降、『角川地名』と略称) 七〇頁において、史料⑤に対する同様の解釈が示されている。ただし、『角川地名』九二頁では必ずしも建物があったとは考えず、若干解釈を違えているが、標山がこの地に置かれていたと考えていることに違いはないようである。
- (20) 『儀式』巻第二・第三。
- (21) 川出氏前掲注(18) 論文一三〇〇一三五頁、真弓常忠『大嘗祭の世界』(学生社 一九八九年) 六三頁。
- (22) 出雲路氏前掲注(18) 論文二〇〇頁、倉林氏前掲注(18) 論文七〇頁、平野氏前掲注(18) 論文一九〇頁、作美氏前掲注(18) 論文二二三頁参照。
- (23) 『明月記』嘉禎元年十一月十八日条。なお、『永享大嘗会記』には、「两国標山自齋場所令引四條」へ先々に三七条。而永徳・応永近例如此」とあつて、永徳三年(一三八三)の後小松、応永二十二年(一四一五)の称光、永享二年(一四三〇)の後花園の頃には、行列の行路は短縮されて、四条朱雀が進発点となっている。
- (24) 行事弁となったことは、『兵範記』仁安三年六月二十五日条に見える。なお、高倉天皇は大嘗会に先立つ十一月十三日に大内裏に移っており(『兵範記』同日条)、大嘗会当時の内裏は大内裏であった。
- (25) 『兵範記』仁安三年九月一日条に「標山、崑崙山上々々」云々と、悠紀方標山の飾り物について勘申が見える。
- (26) 『兵範記』仁安三年四月二十八日条。
- (27) 田島氏前掲注(9) 論文三〇九頁。引用部分は、六頁。
- (28) 鈴木氏前掲注(8) 論文、前掲注(8) 調査概要参照。
- (29) 鈴木氏前掲注(8) 論文二二〇頁に、「平安時代後期の軒瓦が出土しているが、これらの軒瓦は鴻臚館とは全く関係なく、平安時代後期の遺構に伴うものである」との見解がある。
- (30) 三保氏前掲注(16) 論文A・B・C、石川氏・橋氏前掲注(16) 書等参照。
- (31) 田島氏前掲注(9) 論文八頁。
- (32) 『公卿補任』仁安二年項。二月十一日に内大臣から太政大臣従一位に転じ、五月十七日に太政大臣を辞す。

- (33) 平氏政権の成立時期については諸説ある。議論内容については、田中文英『平氏政権の研究』(思文閣出版 一九九四年)一〇〇―一六頁を参照されたい。
- (34) 内閣文庫蔵『東大寺文書』治承四年二月二十日付「太政官符案」、『玉葉』同年二月二十日条、『山槐記』同年三月五日条、『兵庫県史?』(兵庫県 一九七五年)第一章第一節等参照。
- (35) 嘉応二年九月二十日には、清盛の福原山荘において後白河法皇が来着した宋人に見えようとしており(『玉葉』同日条)、治承三年の清盛の敵島参詣に際しては大輪田泊から「唐船」を利用している(『山槐記』六月二十二日条)。治承四年三月の高倉院の敵島御幸に際しても、福原の「からのふね」や宋人が随行している(『高倉院敵島御幸記』)。同年九月には宋商船が大輪田泊に来着している(『山槐記』十月十日条)。
- (36) 『玉葉』承安三年三月二十二日条。『玉葉』同二年九月十七日条・同二十二日条・翌三年三月十三日条、『宋会要輯稿』蕃夷七・乾道九年五月二十五日、『師守記』貞治六年五月九日条。
- (37) 『玉葉』はこの間に記事を残すが、福原山荘において後白河法皇が宋人に見えようとした時、「我朝延喜以来未曾有事也。天魔所為歟」(嘉応二年九月二十日条)と述べ、明州沿海制置使の使者が福原の清盛を訪ねて面会を求めたことに対し、「凡異朝与二我国 頻以親昵、更々不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>甘心一事也」(承安三年三月二十二日条)という感想を述べている記主九条兼実が、使者の入京や鴻臚館の新造に接したとしたら、何か書き残していても良いように思われる。なお、その明州の使者に対して清盛と後白河法皇が返牒と答信物を送った対応(注(36)参照)に関して、上横手雅敬「平氏政権の諸段階」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』上(吉川弘文館 一九八九年)五二二頁に、「正式な国交を持ち得ない立場にある日本側としては、清盛や法皇のように、もとは高い地位にありながら、それを退いた人物が表面に立つことが適当であった」と述べられている通り、基本的に従前の対外方針から大きく逸脱するものではなかったとすれば、この時期の清盛に国家間の正式な交流を復活する意志がどの程度あったかは疑問である。平氏の政権掌握過程の諸段階の中で、その対外方針・貿易方針についても考える必要があり、それは今後の課題としたい。
- (38) 『玉葉』・『山槐記』・『明月記』治承四年五月三十日条。
- (39) 『玉葉』・『百練抄』等治承四年六月二日条。福原遷都前後の事情に関しては、大森金五郎「福原遷都」(日本歴

- 史地理学会編『摂津郷土史論』(仁友社出版部 一九一九年)、前掲注(34)『兵庫県史2』第一章第二節、元木泰雄「福原遷都」考」(『立命館文学』五〇九 一九八八年)、田中氏前掲注(33)書等参照。
- (40) 『百練抄』治承四年六月九日条・同十一日条・同十五日条・『玉葉』同年六月十五日条・同十七日条。新都プランについては、大森氏前掲注(39)論文、『神戸市史別録1』(神戸市役所 一九二二年)第九章、前掲注(34)『兵庫県史2』六一〜六八頁、『週刊朝日百科日本の歴史1源氏と平氏』(朝日新聞社 一九八六年)四一—三一頁(足利健亮執筆)参照。
- (41) 『玉葉』治承四年七月十六日条・八月四日条・同二十九日条・十月十三日条、『山槐記』同年八月十二日条・同二十四日条・同二十五日条。
- (42) 福原において九条兼実(『玉葉』治承四年十月二十日条)、中山忠親(『山槐記』同年九月六日条・同二十日条・同十月七日条)同二十三日程、藤原邦綱(『山槐記』同年十一月二十日条)等が宿所や亭宅を新造している事例が見いだせるが、反面、十月の段階でまだ宅地が割り当てられていない者もいた(『玉葉』同年十月十三日条。清盛の私造による新造内裏へはようやく十一月十一日に遷幸があつたが(『吉記』・『玉葉』・『百練抄』同日条、当初から八省等の造営については、明後年になると考えられていたようであり(『玉葉』同年八月二十九日条)、それも果たされないまま十一月末に遷都した。清盛の構想においては、新都における外国との正式な交流の復活というものがあつたかもしれないが、上述の状態では、鴻臚館だけ造営がなつたとは考え難い。
- (43) 注(35)で見た事例から、宋人は大輪田泊又は福原のどこかに逗留していたはずである。
- (44) 三保氏前掲注(16)論文C、和田氏前掲注(16)書等参照。
- (45) 三保氏前掲注(16)論文B一〇〜一三頁、利光三津夫「法家坂上家の研究」(『統律令制の研究』(慶応通信 一九八八年)ⅡA七八頁・八二〜八三頁・八八頁・八八頁・南北朝期における明法家達」(『統律令制の研究』(慶応通信 一九八八年)ⅡB一四三頁。
- (46) 往状に「東大寺大仏、其功已成。鑄師唐人、今朝可レ帰本國云々。誠是權化之所為、神明之結構也。彼唐人、雖レ欲ニ召覽ニ、異朝殊俗、輒レ可レ入ニ禁裏ニ。兼又廻却、可レ謂ニ遺恨ニ。可下令ニ計申レ給上者。依ニ天氣ニ、執達如レ件」、返状に「唐人事、寛平法皇御宇、召ニ覽画工ニ、後日令レ悔給、被レ誠ニ新主ニ。本朝人猶如レ此、況於ニ異朝

人<sup>一</sup>者。遠方殊俗人、来入<sup>レ</sup>朝者、所在官司、各造<sup>レ</sup>図、画<sup>レ</sup>其容状衣服、具序<sup>二</sup>名号<sup>一</sup>処所並風俗、随<sup>レ</sup>訖奏聞。公式令文如<sup>レ</sup>此者、画<sup>二</sup>其容貌<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>備<sup>二</sup>觀覽<sup>一</sup>之。以<sup>二</sup>此旨<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>奏聞<sup>一</sup>之状如<sup>レ</sup>件」とある。(傍線は筆者による。令条引用部分。)

(47) 三保氏前掲注(16) 論文C一七―一八頁においても、文例全体が事実という前提で人物や時期の比定を試みておられるが、苦心の程が窺われる。

(48) 『玉葉』寿永三年五月十三日条。

(49) 三保氏前掲注(16) 論文C一八頁。

(50) 往状に「昨日盗人、取<sup>二</sup>内印<sup>一</sup>云々。未會有事歟。件印寸法、有<sup>二</sup>所見<sup>一</sup>者、可<sup>二</sup>注給<sup>一</sup>也。兼又内文、並外記政所印之文、書分別文等哉。外印諸司諸国印寸法、同<sup>二</sup>可<sup>一</sup>注給<sup>一</sup>。有<sup>二</sup>可<sup>一</sup>見合<sup>二</sup>事<sup>一</sup>、仍尋申也。謹言」、返状に「印事神璽、謂<sup>二</sup>踐祚之日<sup>一</sup>壽璽、室而不<sup>レ</sup>用。内印方三寸、五位已上位記、及下<sup>二</sup>諸国<sup>一</sup>公文則印。外印方二寸半、六位以下位記、及太政官文案則印。諸司印方二寸二分、上<sup>レ</sup>官公文、及案移牒則印。諸国印方二寸、上<sup>レ</sup>京公文、及案調物則印。公式令所<sup>レ</sup>注如<sup>レ</sup>此。此内印盜犯、可<sup>レ</sup>悲々々。但、只今或下人來曰、小舍人從<sup>二</sup>小男<sup>一</sup>盜<sup>二</sup>取<sup>一</sup>之、已被<sup>二</sup>捕取<sup>一</sup>者、主居神猶御坐歟。夕方可<sup>二</sup>參啓<sup>一</sup>之状、如<sup>レ</sup>件」とある。なお、第三十条と第六十条の関係については、三保氏前掲注(16) 論文B八頁を参照。(傍線は筆者による。令条引用部分。)

(51) 三保氏前掲注(16) 論文C二五頁。

(52) 三保氏前掲注(16) 論文B九頁。

(53) 三保氏前掲注(16) 論文B一三頁で、返状についても、編者が一部他人の手紙を手直しして取り込みながら、大部分は自分の手に成るものを使うといった形が考えられることが指摘されている。

(54) 三保氏・利光氏前掲注(45) 論文から、後に「鴻臚館」の土地を管領した姉小路判官家の先祖が、『問答』の文中に登場していることが知られ、成立に関与した可能性が考えられる。坂上流中原氏がいつから「鴻臚館」と関わりを持ったのか明らかになれば、あるいはこの問題を解く糸口になるかもしれない。また、注(37)・(42)で触れた通り、清盛の対外方針・構想についても検討を深める必要がある。

(55) 『史料京都の歴史12下京区』(平凡社 一九八一年)二五頁・五〇四頁、前掲注(19)『角川地名』八一―八二



- 頁。
- (56) 前掲注(55)『史料京都の歴史12下京区』一六〇～一七頁。
- (57) 川瀬一馬『古辞書の研究』(大日本雄弁会講談社 一九五五年) 五一五～五一六頁。
- (58) 七条朱雀辺については、春日祭に際して「一昨夜亥時於七条朱雀邊に留御車」、官人等行三除目、先例也」(『中右記』大治五年(一一三〇)十一月十日条)という場であったこと、檢非違使が流人を配流する際、西国に流される者を「七条朱雀邊」で領送使に引き渡し、そこから京外に追放したことが知られる。康平七年(一一〇六四)、応保三年(一一六三)等にその事例が確認され、康平七年には七条朱雀邊に「人宅」があった(『清癡眼抄』)。
- (59) 前掲注(19)『角川地名』九二頁に、史料⑤のA「七条鴻臚館」を地名としてとらえる視点が示されている。
- (60) 系譜・官歴については、利光氏前掲注(45)論文B一四七～一五三頁、布施弥平治『明法道の研究』(新生社 一九六六年)二八三～二八四頁、今江広道『法家中原氏系図考証』(『書陵部紀要』二七 一九七五年)二〇～二二頁参照。
- (61) 利光氏前掲注(45)論文B一五三～一六六頁。
- (62) 布施氏前掲注(60)書三二二頁。
- (63) 明世の子。史料⑨の他、『親長卿記』文正元年七月十九日条(姉小路道志)・同八月五日条、「歷名土代」從五位下項(文明十一年十二月三十日、右衛門大尉)、『宣胤卿記』文明十二年三月八日条(大尉)、『宣胤卿記』長興宿禰記・『大日本史料八一～一二』文明十二年三月二十九日条(明法博士)、『宣胤卿記』永正十四年正月七日条(姉小路大判事)に見える。以上の史料は、末柄豊氏のご教示によって採録した。
- (64) 史料⑦の背景については、利光氏前掲注(45)論文B一三一～一五三頁参照。
- (65) 利光氏前掲注(45)論文B一三八頁では、「恐らくは、この地は、法家坂上氏嫡流が、鎌倉時代より継承した、一円知行の京内荘地であった」と推定されている。
- (66) 貞治六年における「鴻臚館」をめぐる事情は、利光氏前掲注(45)論文B一五八頁参照。また、史料⑧b及び『師守記』同年七月四日条・同六日条・同十八日条参照。
- (67) 史料⑧a・b・c・d・e・f及び『師守記』貞治六年四月二十七日条・同五月二十二日条・同七月五日条・同

十九日条・同二十日条・同八月六日条・同八日条・同十五日条・同二十一日条・同二十七日条・同九月三日条・同四日条・同七日条参照。

(68) 史料⑧c参照。

(69) 史料⑧f及び『師守記』貞治六年八月二十七日条・同九月四日条・同七日条参照。

(70) 脱稿後、本章本文中に引用すべきであった、『陸源軒日録』寛正四年(二四六三)十二月二十日条「聖果院領、西七条朱雀鴻臚館田畠事、就三姉小路志明基邊乱、以三目安申之。以斎藤四郎右衛門尉、為三寺奉行、可申之由、披三覽之。」に気付いたので、補足しておきたい。

(71) 史料④の村上天皇の頃(九四六〜九六七)の伝及び、注(55)参照。

### A Consideration of Heiankyô-Kôrokan (平安京鴻臚館), the International Reception Hall in Capital City Heian.

Miwako Hara

After the last visit of Bokkai (渤海) and Tôtan (東丹) in the 10<sup>th</sup> century, “Heiankyô-Kôrokan”, which was the international reception hall in the Japanese capital city of Heian, lost its primary allotment of duties. Therefore, there remain few historical materials about Heiankyô-Kôrokan. The author believes that some former studies gave a wrong interpretation of the materials.

In reexamining those materials, the author came to the following conclusion: The building of Heiankyô-Kôrokan was on the wane after 975 and the foundation stones of Kôrokan were carried away in 1021. Since then, Kôrokan has never been reconstructed in the capital city Heian, but the place-name “Kôrokan” remained there till the 15<sup>th</sup> century.

(学習院大学人文科学研究科史学専攻博士後期課程単位取得退学)